

子育て応援特別手当の申請を！

多子世帯の幼児教育期（小学校就学前3年間の負担軽減に配慮し、平成20年度の国の緊急措置として「子育て応援特別手当」を支給します。
対象者には、4月初旬に申請書が届きます。届かない場合は、福祉課へご連絡ください。

対象者への案内は、3月末に発送しています。申請手続きは、対象となる子と同居している世帯主が申請してください。なお、同居家族が代理人として申請するときは、委任状が必要です。
郵送と窓口の2種類の申請方法（図2参照）があります。窓口の混雑が予想されますので、できるだけ返信用封筒で郵送してください。

支給対象者
1日（平成21年2月）において、支給対象となる子の世帯主であり、本町に住民登録している、または外国人登録している人（不法滞在者および短期滞在者は除く）
支給対象となる子
第2子以降で、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子（図1参照）。ただし、基準日において本町に住民登録している、または外国人登録している子（不法滞在者および短期滞在者は除く）
手当の額
支給対象となる子1人につき3万6000円を支給
申請期限
平成21年10月1日
申請手続き
対象者への案内は、3月末に発送しています。申請手続きは、対象となる子と同居している世帯主が申請してください。なお、同居家族が代理人として申請するときは、委任状が必要です。

支給方法
口座振込を原則とし、後日、申請者あてに「支給決定通知書兼振込予定日通知書」を郵送し、予定日に町が特別手当を、指定された口座に振り込みます。ただし、振込先口座がない人などに限り、現金で受け取ることができます。申請・問い合わせは、福祉課（766・8701）へ。

子育て応援特別手当 Q&A

Q どうして第2子以降の3歳から5歳の子が対象なの？

A 多子世帯の負担軽減に配慮するとともに、一般的に保育所や幼稚園に子どもが通う年齢が、小学校就学前3年間であること、3歳未満の子には、児童手当制度において乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

Q 我家の世帯主はおじいちゃんです。この場合、受取人は親になりますか？

A 子育て応援特別手当は、世帯主に支給しますので、この場合は世帯主のおじいちゃんが受取人になります。ただし、同居家族の中で、世帯主から代理受領の委任を受けた場合は、代理人が受取人となります。

Q 第1子は寮に入り同居していないのですが、対象になるのですか？

A 住民登録が別になっている場合でも、健康保険証などで扶養が確認できれば同一世帯とみなします（対象世帯例「Cさん世帯」を参照）。

Q 子育て応援特別手当はこれから毎年支給されるの？

A 定額給付金と同じように、平成20年度限りの措置です。

Q 子育て応援特別手当を受け取ると、定額給付金は受け取れなくなるの？

A それぞれ趣旨・目的が異なりますので、同時に受け取れます。

Q 子育て応援特別手当は課税対象になるの？

A 子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取り扱いは一時的所得とされます。ただし、これには50万円の特別控除額があるため、ほかに一時所得がない場合には、課税されません。

Q 申請期限を過ぎてしまったらどうなるの？

A 申請期限は、4月1日から10月1日までの6カ月間となっています。申請期限までに申請がなかった場合は、辞退されたとみなします。

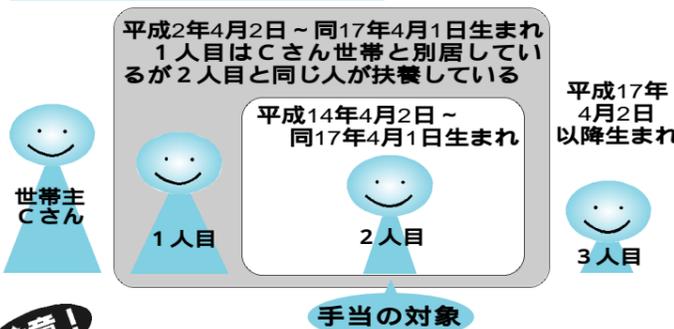
対象世帯例：Aさん世帯の場合



対象世帯例：Bさん世帯の場合



対象世帯例：Cさん世帯の場合



注意！
Cさんは子ども3人を扶養していますが、1人目の子と世帯を別れているため、支給対象の把握ができません。このような世帯は申請案内を送付できていないので、該当する人は福祉課まで連絡してください。

図2

申請から支給までの流れ

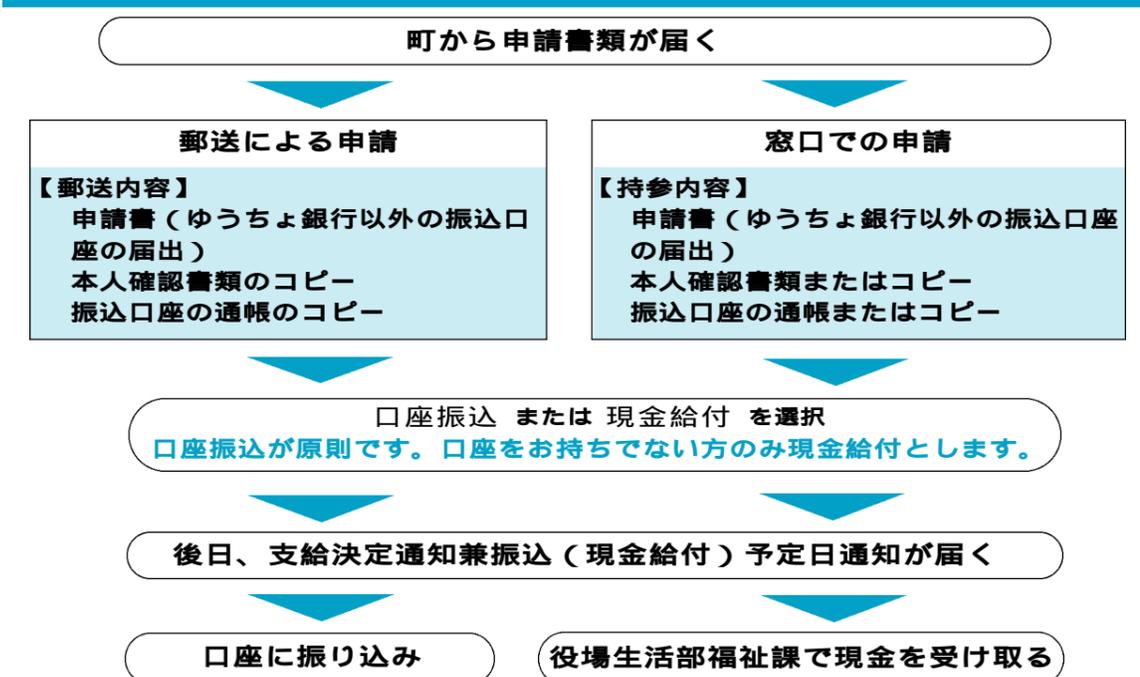
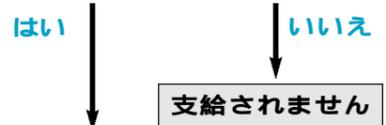


図1 我家は対象になるの？

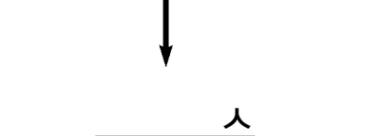
Q1 生年月日が平成2年4月2日から同17年4月1日までの子が2人以上いますか？



Q2 生年月日が平成14年4月2日から同17年4月1日までの子は、2人目以降の子ですか？



Q3 Q2に該当する子は何人いますか？



あなたの子育て応援特別手当は

36,000円 × _____ 人
= _____ 円です